

久留米市立小学校小規模化対応方針の策定について

1 概要

全国的な少子化傾向の中で、久留米市立小学校においても、児童数が減少しており、今後もさらに、学校の小規模化が進むことが見込まれています。

これまで市教育委員会では、久留米市立小学校の小規模化の課題に対応するため、久留米市立小中学校通学区域審議会に諮問し、平成27年2月の答申を踏まえながら、段階的、継続的な協議を行ってきました。

市教育委員会では、今後、学校小規模化の課題に対応してくための基本的な考え方や方向性等について定めた「久留米市立小学校小規模化対応方針」を策定するものです。

2 久留米市立小学校の小規模化の状況

久留米市立小学校の児童数は、ピーク時の約60%に減少し、複式学級のある学校数は、平成36年度までに、5校となる見込みです。

(1) 児童数の推移及び推計

昭和57年 (ピーク値)	平成30年 (現在値)	平成36年 (推計値)	
			昭和57年比
27,387人	16,133人	16,323人	59.6%

(2) 規模別小学校数(全46校)の推移及び推計

区 分	昭和57年 (ピーク値)	平成30年 (現在値)	平成36年 (推計値)	
				昭和57年 からの増減
過大規模校(31学級以上)	3校	1校	1校	-2
大規模校(19~30学級)	13校	6校	6校	-7
標準規模校(12~18学級)	14校	19校	20校	+6
小規模校(6~11学級)	16校	18校	14校	-2
過小規模校(5学級以下)	0校	2校	5校	+5

【参考】

〇市立小学校の学級数推計について[H30年5月1日現在] — 参考資料1

3 市教育委員会のこれまでの対応状況

市教育委員会では、久留米市立小学校の小規模化の課題について、これまでに以下のような対応を行ってきました。

年 度	概 要
平成24年度	○「学校規模等に関するアンケート」の実施 ○久留米市立小中学校通学区域審議会に諮問（11月） ○同審議会から中間答申（2月）
平成25年度	○小規模特認校制度導入の決定（4月） ○市内3校で特認校制度による児童募集
平成26年度	○市内3校で特認校制度による児童募集 ○久留米市立小中学校通学区域審議会から最終答申（2月）
平成27年度	○「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定に向けた協議を開始（6月～） ○小規模特認校制度の評価と運用の考え方を決定（8月）
平成28年度	○「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定に向けた協議 ○市内1校で特認校制度による児童募集
平成29年度	○「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定に向けた協議 ○久留米市総合教育会議で協議・調整（3月）
平成30年度	○「久留米市立小学校小規模化対応方針」の策定に向けた協議（5月～9月） ○久留米市総合教育会議で協議・調整（7月・10月） ○「久留米市立小学校小規模化対応方針」【案】のパブリック・コメントの実施及び説明会の開催（7月～9月）

【参考】

○久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について
（最終答申）

久留米市立小中学校通学区域審議会 【平成27年2月20日】

— **参考資料2**

4 「久留米市立小学校小規模化対応方針」の概要

「久留米市立小学校小規模化対応方針」は、小規模化する小学校の課題等に対応するため、久留米市立小中学校通学区域審議会の答申（平成 27 年 2 月 20 日）を踏まえるとともに、国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に照らして、市教育委員会が策定するものです。

また、7 項目について定めており、その概要は以下のとおりです。

項目：1 策定の趣旨等

将来にわたり義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもの「生きる力」を育む学校教育を保障する観点から、小学校の小規模化への対応の検討を行うものです。

項目：2 児童生徒数の推移・推計等

- (1)久留米市の小学校の児童数は、昭和 57 年の約 27,400 人をピークに減少傾向が続き、現在では、ピーク時の約 60%となっています。
- (2)久留米市の小学校では、学校間で児童数の偏りが顕著になっています。現在、複式学級が発生している学校は 2 校ですが、平成 36 年度までに、さらに 3 校で発生する見込みとなっています。

項目：3 学校の役割等

- (1)義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを教育の目的としています。
- (2)学校は、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことを通じて、思考力、判断力、表現力を育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っています。
- (3)平成 32 年度から実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。

項目：4 小規模校の課題等

- (1) 小規模校(12 学級未満)では、「児童の個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」などの長所があるとされています。
- (2) 小規模校では、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされています。
- (3) 複式学級では、同学年から構成される単式学級と比べて、教員による児童の直接指導を行う時間が半分程度に制約されることが、最も大きな課題として挙げられます。

項目：5 学校規模の考え方

- (1) 教育を充実する観点から望ましい学校規模
= 1 学年が複数の学級で構成される規模
- (2) 教育課題の顕在化等を回避するために必要となる学校規模
= 1 学年 1 学級以上の規模

項目：6 対応の方策等

- (1) 小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとします。
- (2) 久留米市において、最優先の小規模化対応が必要と位置付ける小学校は、「既に複式学級が発生し、固定化している小学校」とし、「学校の統合」を対応の基本方策とします。
- (3) 市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合校の組み合わせ、統合の方式、統合までの行程、統合の実施時期等の具体案を保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定します。

項目：7 留意事項等

- (1) 市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合後の通学路の安全確保や、状況に応じて通学支援に関する対応を検討するとともに、児童の環境変化への対応として、統合前の交流学習や統合前後のスクールカウンセラーの配置等、きめ細やかな配慮や支援を行います。
- (2) 主に市関係部局は、小学校の統合に伴う地域コミュニティへの配慮や、地域の拠点機能（避難所やスポーツ活動の場など）の継承などの検討を行います。

久留米市立小学校の教育課題を見据えた
小規模化への対応について（最終答申）

久留米市立小中学校通学区域審議会

平成27年2月20日

目 次

はじめに	1
1. 児童数・学級数等の現状	2
2. 小規模校における課題	2
3. 学校規模に関する考え方	3
4. 小規模化対応のあり方	4
5. 小規模化対応を実施する上での留意点	6
【資料】	
1. 久留米市立小中学校通学区域審議会規則	8
2. 審議会名簿	10
3. 諮問に対する審議状況の経過	12
4. 教育委員会からの諮問書	13
5. 中間答申書	14
6. 児童生徒数の推移	15
7. 平成32年度までの学級数推計	16

はじめに

久留米市立小中学校通学区域審議会は、平成24年11月22日に久留米市教育委員会より、以下の諮問を受けた。

諮問事項

久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について

本審議会では、「子どもの育ちにとってより良い教育環境を実現する」という観点で検討を行った。審議を行う中で、議論を重ねている間に子どもの成長が進んでいくことを懸念する意見が多数出され、平成25年2月18日に「少なくとも複式学級運営を回避・解消するような施策実施を直ちに進めるべきである」との中間答申を行った。

このたび、全11回にわたる審議により、審議会としての考え方をまとめるに至ったため、答申するものである。

教育委員会に対しては、この答申を踏まえ、実施に向けた具体的な取り組みを要請する。

1. 児童数・学級数等の現状

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、地域間で児童数に偏りがあり、平成26年度は、クラス替えのできない1学年1学級以下の小学校が15校ある。

さらに、現在、複式学級校 ※1は、浮島小学校1校のみであるが、今後の児童生徒数推計によると、平成32年度には、4校が複式学級校になる見込みである。

◎児童生徒数の推移

(平成26年5月1日現在)

	ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	平成26年	平成32年(推計)
小学校児童数	27,387人	16,023人	16,695人
中学校生徒数	13,599人	8,041人	7,449人

◎学級数・学校規模の推移

(平成26年5月1日現在)

		ピーク時 (小) 昭和57年 (中) 昭和61年	平成26年	平成32年(推計)
小学校	学級数	754学級	568学級	581学級
	1学年1学級の学校数	5校	14校	11校
	複式学級校数	0	1校	4校
中学校	学級数	344学級	228学級	215学級
	1学年1学級の学校数	0	0	0
	複式学級校数	0	0	0

2. 小規模校における課題

一般的に、小規模校は「個別の指導がしやすく、児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい」などのメリットがある一方、集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいなどのデメリットがあると言われている。

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条）

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級編制となる。

本市の小規模小学校においても、

- ・「体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される」、「児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい」などの学習面における課題
- ・「多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる」、「クラス替えができず、同一集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい」、「学級内の男女比に極端な偏りが生じる」などの生活面における課題
- ・教職員が少ないため、「経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しい」「研修や出張等の調整が困難」などの学校運営における課題

などが明らかになっている。

特に、複式学級校では、

- ・一人の教師が時間を配分しながら交互に2つの学年の授業を行っており、児童にとっては直接的な指導を受ける時間が制約される。
- ・児童の発達段階に即した教育課程が編成しにくい。

などの深刻な課題がある。

3. 学校規模に関する考え方

小規模小学校については、前述のような課題があるが、それぞれの学校においては、児童一人ひとりに目が届き丁寧な指導ができるといった小規模校のよさを活かし、また、他校との交流授業や宿泊体験学習の他校との合同実施などの工夫をしながら教育活動が行われている。

しかしながら、学校規模に起因する課題は、各学校での努力だけでは解消の見通しが立たない状況にある。

これらの課題を解消し、子どもの育ちを保障していくという観点で、久留米市立小学校の学校規模について、審議会では次のように考える。

小・中学校の学級数については、学校教育法施行規則において、「12学級以上18学級以下」が標準※2とされており、また、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」※3には「小学校では、複式学級を解消するために少なくとも6学級以上であることが必要であり、クラス替えなどが可能になるよう12学級以上あることが望ましい。」と示されている。

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

※3 文部科学省（平成27年1月27日）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（抜粋）
（望ましい学級数の考え方）

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

- 1 学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
- 学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1 学年が複数の学級で構成されること。

4. 小規模化対応のあり方

(1) 文部科学省による「学校規模の標準を下回る場合の対応の目安」

- 複式学級は、教育上の課題が極めて大きい場合、複式学級が既に存在する場合や、将来的に複式学級が発生する可能性がある場合は、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。※4
- しかしながら、学校規模の標準は弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である市町村が、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものである。

(2) 小規模化対応の方策

小規模化している学校を望ましい規模にするための方策としては、通学区域の変更や学校の統合、小規模特認校制度が考えられる。

※4 文部科学省（平成27年1月27日）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（抜粋）

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい場合、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

① 通学区域の変更

通学区域の線引きを変えることによって、小規模校に隣接する学校の通学区域の一部を、小規模校の通学区域に取り込む。

小規模校に隣接する学校が、大規模校であることが条件になるが、本市の小学校の場合、今後の児童数推計では、1学年1学級の小規模校と大規模校が隣接する事例はない。

② 学校の統合

小規模校を隣接する学校に統合したり、隣接する複数の小規模校を統合し、新たな学校を設置したりする方法がある。

新たな学校の設置についても、既存の学校の校舎を使用する方法や、施設を新設して行う方法などがある。さらに、施設の新設には、中学校も併せた施設一体型小中一貫校を設置するという方法などもあり、様々な方法が他の自治体においては採り入れられている。

③ 小規模特認校制度

平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用方法の一つで、小規模化が進んでいる学校で、特色ある教育活動を行いつつ、通常の通学区域にかかわらず、校区外から児童が通学することができる制度である。

(3) 本市における小学校の小規模化対応のあり方

本市においては、速やかに実現可能な複式学級の回避・解消策として、平成26年度から小規模特認校制度を導入し、その結果、ある程度の児童数が確保され、制度の目的が達成された学校もあるが、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できないと考えられる。

また、全国的な少子化の流れの中で、学校数を維持したままで児童数を増やすのは困難だと思われる。

審議会では、「子どもの育ちにとってより良い教育環境を実現する」「子どもの成長は待ってられない。教育環境を整えることに時間を費やすことはできない」という視点に立ち、次のようにまとめた。

小学校の小規模化対応案

○本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。

○しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。

なお、小規模化対応のあり方の審議の過程においては、

- ・「まずは、小規模特認校制度を実施して、児童を増やす努力をしてみた上で、それでも複式学級が回避できなければ、統合に着手すべき」
- ・「地域コミュニティの崩壊や集落の衰退を防ぐためにも、統合は慎重に行うべき」
- ・「1学年1学級の小規模校の課題も合わせて解決するために、適正規模になるように通学区域の再編を図るべき」

- ・「小中一貫校の導入も視野に入れて検討すべき」などの意見が出された。

これらの意見は、次に述べる「小規模化対応を実施する上での留意点」とも関連して、今後の対応の中で、留意すべき視点が含まれていると考えられる。

5. 小規模化対応を実施する上での留意点

今後、教育委員会において学校統合を行うとした場合に留意が必要と考えられる事項は次のとおりである。

① 通学の安全確保と負担軽減

通学路の変更や、通学距離がこれまでより長くなることが考えられるため、児童の通学上の安全確保について十分な検討を行う必要がある。

安全確保と負担軽減の観点から、徒歩以外の通学手段の確保についても検討が必要である。

② 保護者や地域住民等への配慮

学校運営は、学校のみで行っているものではなく、学校、保護者、地域住民等が協働して行われるべきものである。学校を統合する際には、保護者や地域住民等に対して、十分に説明し理解を得ることが必要である。

③ 地域活動等への配慮

本市の地域コミュニティ制度は小学校区を単位として推進してきている。

また学校は、地域コミュニティと深い結びつきがあり、地域活動をはじめ、防災やスポーツ、文化活動の拠点としての機能をもっている。学校統合後の対応を十分に検討しておく必要がある。

④ 児童への配慮

一方の学校の児童が、もう一方の学校に吸収されるような印象を持たないように、それぞれの学校の児童が対等な関係でいられるような配慮が望まれる。

また、新たな人間関係をスムーズに構築できるような取組みや配慮も必要である。

⑤ 統合までの時間

統合のための環境整備に時間を要することも考えられるが、児童の成長を考えると早急な対応が必要である。

⑥ 国や県との連携

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には都道府県の指導・助言・援助のあり方が示されている。

今後、積極的に情報を収集し、国や県と十分に連携し、支援を活用しながら小規模化対応を進めることが必要である。

[資 料]

久留米市立小中学校通学区域審議会規則（抄）

昭和 40 年 10 月 21 日

久留米市教育委員会規則第 6 号

（目的）

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年久留米市条例第 8 号）第 3 条の規定に基づき、久留米市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域及びその他通学区域に関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

（委員）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

（委員の任期）

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該特定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任又は委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 3 条第 2 項の臨時委員は、当該特定の事項以外の議事には参加することができない。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員 (諮問日：平成24年11月22日以降)

区 分	氏 名	所 属	備 考
知識経験者	かぬまる けんいち ◎ 金丸 憲市	久留米市議会	平成25年7月22日まで
〃	よしだ きみょう ◎ 吉田 帰命	〃	平成25年7月23日から
〃	さかい まさき 坂井 政樹	〃	
〃	つかもと とくゆき 塚本 篤行	〃	
〃	もり たさぶろう 森 多三郎	〃	平成25年7月22日まで
〃	こが としひさ 古賀 敏久	〃	平成25年7月22日まで
〃	ふじばやし えいこ 藤林 詠子	〃	平成25年7月22日から
〃	ごとう けいすけ 後藤 敬介	〃	平成25年7月22日から
〃	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	
〃	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	平成25年7月23日から
市立小中学校の父 母教師会の会長	なかしま けいた 中島 啓太	久留米市小学校父母教師会連合会 (犬塚小学校父母教師会)	平成25年4月23日まで
〃	みやざき くにこ ○ 宮崎 邦子	久留米市中学校父母教師会連合会 (城南中学校父母教師会)	平成24年11月30日ま で
〃	たかき ひろこ ○ 高木 博子	久留米市中学校父母教師会連合会 (北野中学校父母教師会)	平成24年12月1日から 平成25年4月23日まで
〃	たていし こうじ 立石 浩治	久留米市小学校父母教師会連合会 (水分小学校父母教師会)	平成25年4月24日から 平成26年4月27日まで
〃	しらみず みやこ ○ 白水 美弥子	久留米市中学校父母教師会連合会 (田主丸中学校父母教師会)	平成25年4月24日から 平成26年7月28日まで
〃	いしばし みきお 石橋 幹雄	久留米市中学校父母教師会連合会 (長門石小学校父母教師会)	平成26年4月28日から
〃	かわづ まり ○ 川津 麻里	久留米市中学校父母教師会連合会 (櫛原中学校父母教師会)	平成26年7月29日から

区 分	氏 名	所 属	備 考
市立小中学校の校長	ほらだ きょうこ 原田 恭子	久留米市小学校長会 (南小学校)	平成26年4月27日まで
〃	みたに たかこ 三谷 孝子	久留米市小学校長会 (篠山小学校)	平成24年11月30日まで
〃	やまさき かずこ 山崎 和子	久留米市小学校長会 (弓削小学校)	平成26年4月27日まで
〃	しぎょう たかし 執行 敬史	久留米市中学校長会 (城南中学校)	平成25年4月23日まで
〃	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市中学校長会 (筑邦西中学校)	平成25年4月24日から
〃	ほり たみこ 堀 民子	久留米市小学校長会 (山川小学校)	平成26年4月28日から
〃	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市小学校長会 (弓削小学校)	平成26年4月28日から
市立小中学校の教職員	あきなが みねこ 秋永 峰子	久留米市立善導寺小学校	平成26年4月27日まで
〃	くましろ むつこ 神代 睦子	久留米市立江南中学校	平成26年4月28日から
市の職員	つじ あやたか 辻 文孝	久留米市市民文化部	平成25年4月23日まで
〃	ながしま まさあき 長嶋 正明	久留米市協働推進部	平成25年4月24日から
〃	いざき よりこ 伊崎 より子	久留米市協働推進部	

所属は就任当時のもの。
◎は会長、○は副会長を示す。

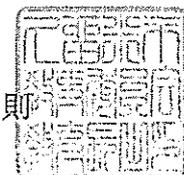
諮問に対する審議状況の経過

審議回数	開催日	議題等
第1回	平成24年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から諮問について説明 ・先進地調査結果について ・学校規模等に関する保護者アンケートの実施結果について
第2回	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・正副会長選出 ・小学校における小規模化に係る課題整理について ・小規模化対応のあり方について
第3回	平成25年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申(案)について ・今後のスケジュールの確認
第4回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終答申に盛り込む内容について
第5回	7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校制度導入の準備状況について ・最終答申に盛り込む内容について ・最終答申に向けたスケジュールの確認
第6回	11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度小規模特認校への応募状況について ・先進自治体調査結果について ・最終答申に盛り込む内容について
第7回	平成26年 2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・26年度小規模特認校への応募結果について ・他自治体の例を踏まえた最終答申の形式について ・最終答申骨子(案)について
第8回	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の今後の見込みについて ・小規模特認校制度の実施状況について ・最終答申骨子(案)について
第9回	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度小規模特認校児童の募集について ・最終答申骨子(案)について
第10回	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度小規模特認校への応募状況について ・小規模特認校制度の導入効果について ・最終答申(案)について
第11回	平成27年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・正副会長選出 ・27年度小規模特認校への応募結果について ・小規模特認校制度の導入効果について ・最終答申(案)について

24学務第221号
平成24年11月22日

久留米市立小中学校通学区域審議会
会長 金丸 憲市 様

久留米市教育委員会
教育長 堤 正 則



久留米市立小学校における小規模化への対応について（諮問）

このことについて、下記の理由を添えて諮問いたします。

記

1. 理由

今後、さらなる少子化が急速に進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれています。

そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方について検討することが必要となっています。

久留米市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定され、推計では、平成26年度に浮島小のほか大橋小及び下田小で、平成30年度には草野小で複式学級による運営が見込まれています。また、平成30年度には6学級（全学年単一学級）以下の小学校が16校に増加します。

そこで、久留米市立小学校の教育課題を見据え、小規模化している学校の通学区域のありかたについて意見を求めるものです。

2. 諮問事項

(1) 久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について

以上

平成 25 年 2 月 18 日

久留米市教育委員会
教育長 堤 正 則 様

久留米市立小中学校通学区域審議会
会長 金 丸 憲 市



久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について
(中間答申)

平成 24 年 11 月 22 日付、24 学務第 221 号により諮問のあった「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応」について下記により中間答申いたします。

記

文部科学省がまとめているように、学校規模によって教育上のメリット・デメリットはそれぞれに認められています。そのなかで、小規模化が進んだ環境では、きめ細かな教育が期待できる半面、人間関係の行き詰まりや社会性の涵養の点で、十分に対応できない教育課題が見られます。特に、過小規模校では児童の教育の上だけでなく、教職員の配置の面でも課題や懸案が提示されています。それらの事象からも、教育委員会が指摘している「特に教育上の課題として緊急の対応を要するのは複式学級の運営を行なう学校と考えられる」とすることに、当審議会としても異論のないところです。また、多くの自治体で複式学級を回避するための措置が試みられ、実施されているということは、広く同様の認識がなされていることを示していると考えられます。

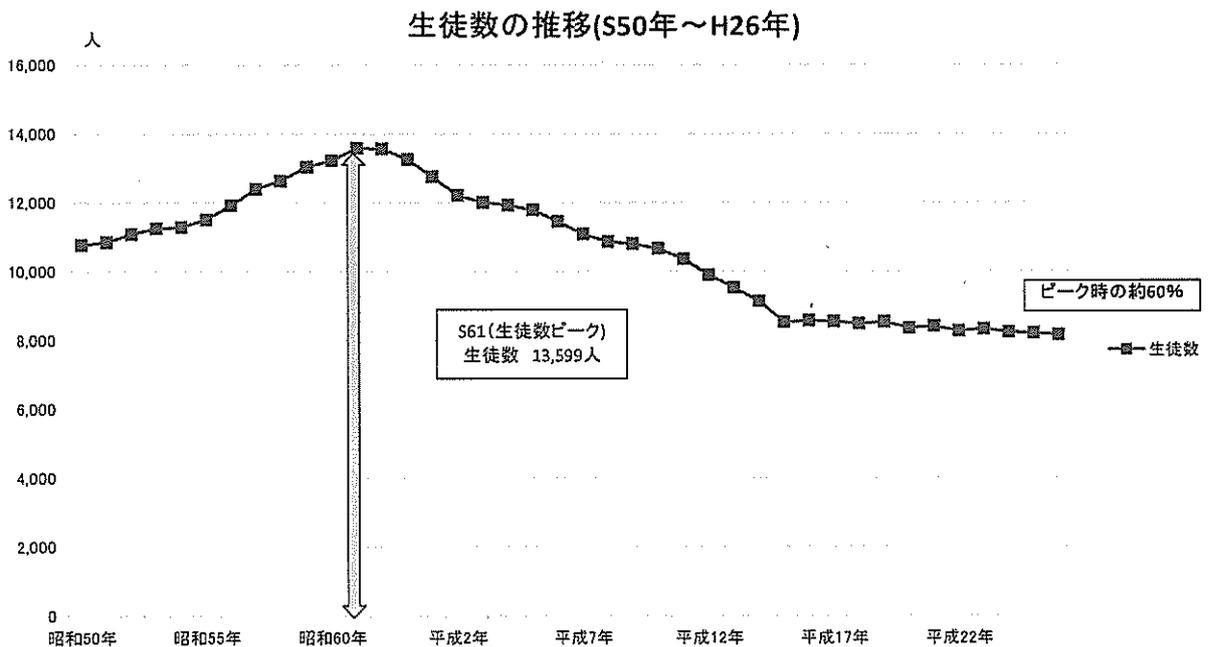
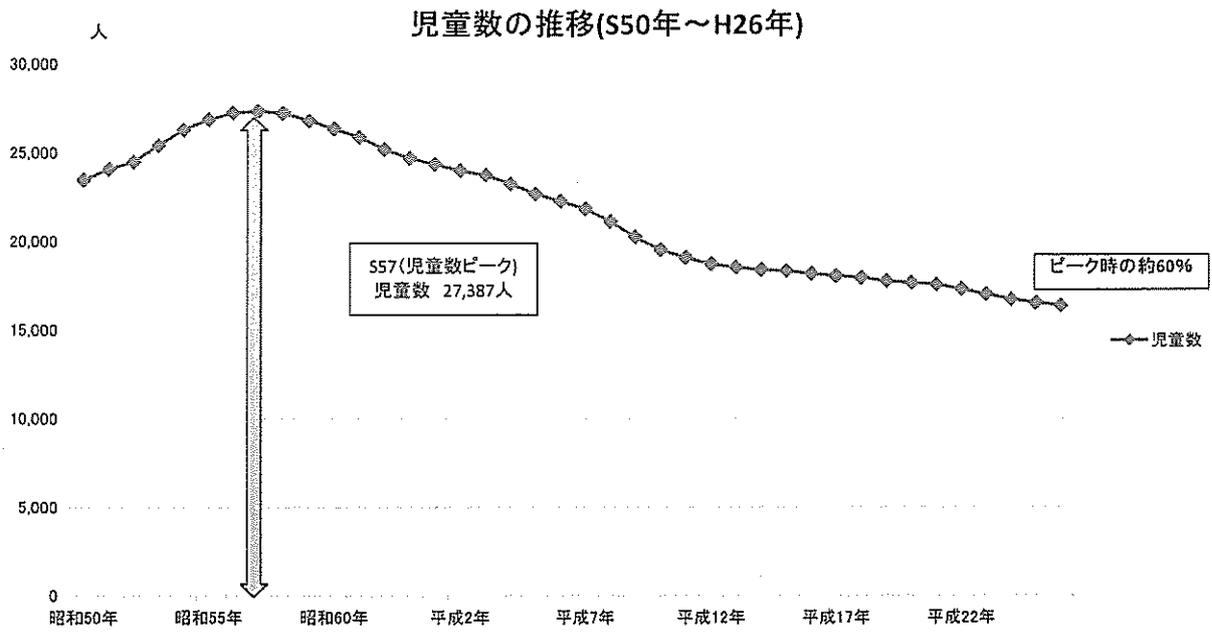
当審議会においては、これまで 3 回にわたって会議を招集し、教育委員会からの諮問についての議論を重ねていますが、現段階においては、各方面との調整を含め、議論が尽くされたとは言い難い状況です。この大きな課題解消のためには、議論を尽くすことは重要だと認識しています。特に、市立小学校の通学区域を見直すにあたっては、地域コミュニティ制度などとの調整が必要であり、慎重な対応が求められます。しかしながら、子どもの成長はその間にも進んでいくことも事実であり、時間を費やすことで新たな課題を生み出すことになると懸念されます。

そこで当審議会としては、先進自治体で実施されている制度等も参考にしながら、少なくとも、複式学級運営を回避・解消するような施策実施を直ちに進めるべきであると考えます。またその一方で、引き続き当審議会の中で検討・検証を行い、市立小学校の小規模化における通学区域のあり方について結論を出したいと考えています。

以上

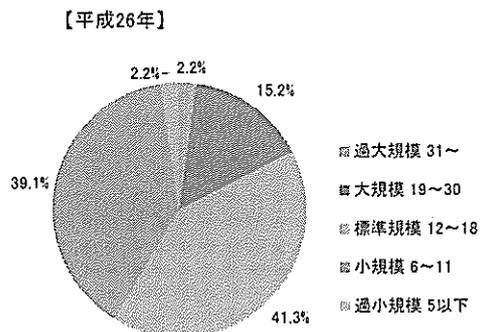
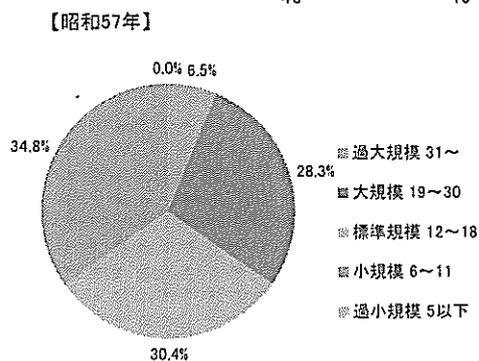


■児童生徒数の推移



■学校規模の比較(小学校)

	昭和57年(ピーク時)		平成26年		増減率
	学校数	割合	学校数	割合	
過大規模(31学級～)	3	6.5%	1	2.2%	-66.7%
大規模(19～30学級)	13	28.3%	7	15.2%	-46.2%
標準規模(12～18学級)	14	30.4%	19	41.3%	35.7%
小規模(6～11学級)	16	34.8%	18	39.1%	12.5%
過小規模(5学級以下)	0	0.0%	1	2.2%	0.0%
	46		46		



教育委員会資料
第58号議案別冊資料
平成30年10月19日

平成31年度

久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市教育委員会

【公印省略】

30学教第1283号

平成30年10月31日

各 久留米市立高等学校長 殿

各 中 学 校 長 殿

久留米市教育委員会

教育長 大津 秀明

平成31年度久留米市立高等学校の入学者選抜要項等について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴校職員及び保護者に周知されるとともに、適正に処理されるよう格段のご配慮をお願いいたします。

目 次

平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基 本 方 針	1
(二)	入学志願手続等	1
1	志願資格	1
2	入学定員	1
3	志願高等学校	1
4	志願書類	1～2
5	志願書類等提出期間	2
6	志願書類等の受付	2
7	志願先の変更	3
8	身体に障害がある受検者等への配慮事項	3
9	その他	3
(三)	学 力 検 査	3
1	検査教科	3
2	検査期日・時間割等	3～4
3	検査場等	4
4	検査場責任者	4
(四)	英語リスニングテスト	4
1	実施方法	4
2	実施時間割	4
3	その他	4
(五)	選 抜 の 方 法	4～5
(六)	合 格 者 発 表	5
(七)	推 薦 入 学	5
1	対象学科等	5
2	募集人員	5
3	出願資格	5～6
4	出願の制限	6
5	推薦適任者の選考	6
6	入学志願手続	6
7	面接及び作文試験	6
8	選考	6
9	選考結果の通知	6
10	合格者発表	6
11	その他	7
(八)	補 充 募 集	7
1	実施校	7
2	出願資格	7
3	出願期間	7

4 志願書類	7
5 面接	8
6 選抜の方法	8
7 合格者発表	8
(九) そ の 他	8
入学考査料納付金融機関名	9
様式 1 (入学願書)	11~12
様式 2 (通学区域外からの高等学校入学志願申請書)	13
様式 3 A (志願変更届)	14
様式 3 B (志願変更証明書)	14
様式 5 (調査書)	15
Ⅰ 調査書の記入について	16~17
Ⅱ 調査書の記入不備等の場合について	17
Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	18
様式 6 A (評定一覧表)	19
様式 6 B (評定分布表)	20
Ⅰ 評定一覧表(様式 6 A)作成上の留意点について	21
Ⅱ 評定分布表(様式 6 B)作成上の留意点について	21
Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて	21~22
Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて	22
様式 7 A (特別措置申請書)	23
様式 7 B (英語リスニングテスト特別措置申請書)	24
様式推 1 (推薦入学願書)	25~26
様式補 (補充募集入学願書)	27~28

平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒特例措置実施要項

1 目的	29
2 一般学力検査の特例措置	29
3 出願期限の弾力化	30
4 その他	30
別紙様式 1 (帰国生徒特例措置適用申請書)	31
別紙様式 2 (帰国生徒特例措置適用証明書)	32
久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表	33~34
久留米市立高等学校の通学区域に関する規則	35
平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学定員一覧表	36

平成31年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一) 基本方針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- 4 すべての学科、コースにおいて、推薦入学者選抜を行うものとする。
- 5 帰国生徒等については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(二) 入学志願手続等

1 志願資格

- (1) 中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)を卒業した者又は平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- (5) 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成31年3月修了見込みの者
- (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。

2 入学定員

各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる（36頁参照）。

3 志願高等学校

入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1校に限り志願できるものとする（35頁参照）。

4 志願書類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 入学願書

入学志願者は、入学願書(様式1 11頁・12頁に準じて志願先高等学校が作成するもの。)を提出すること。

イ 入学考査料領収証書

入学考査料として2,100円を納付した所定の領収証書を提出すること。

入学考査料は、9頁に掲げる金融機関のいずれかに納付すること。

※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成30年7月豪雨被害、平成29年7月5日から的大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、志願先の高等学校に問い合わせること。

ウ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

やむを得ない理由により通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式2 13頁）を提出すること。

(2) 中学校において作成し、志願先高等学校長等へ提出する書類

ア 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式5 15頁）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に準拠して厳正に作成し、中学校長が提出するものとする。

イ 評定一覧表及び評定分布表

中学校においては、卒業予定者の全員について評定一覧表（様式6 A 19頁）及び評定分布表（様式6 B 20頁）を作成し、次の表の区分に従い、志願先高等学校及び久留米市教育委員会に提出するものとする。また、過年度中学校卒業者に係る評定一覧表及び評定分布表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」及び22頁の「Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて」によるものとする。

なお、他県からの志願者等で、評定一覧表及び評定分布表を様式6 A及び様式6 Bによって作成することが著しく困難である場合には、事前に志願先高等学校と協議するものとする。

評定一覧表

提出先	「氏名」欄の記入	提出期日	提出部数
志願先高等学校	当該高等学校を志願する者の氏名を記入したもの	入学願書提出のとき	1部
久留米市教育委員会 (教育部学校教育課)	卒業予定者全員の氏名を記入したもの	2月19日(火)正午まで ただし学区外からの志願者については2月25日(月)正午まで	1部

評定分布表は、評定一覧表の提出に併せて、それぞれの提出先に1部提出すること。

ウ 入学考査料納付者名簿

中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

5 志願書類等提出期間

志願書類の志願先高等学校への提出期間は、平成31年2月12日(火)から2月19日(火)の正午までとする。ただし、4の(1)のウに示す通学区域外からの高等学校入学志願に必要な書類等の提出期間は、平成31年2月1日(金)から2月25日(月)の正午までとする。

6 志願書類等の受付

高等学校長は、中学校長から提出された志願書類等を精査確認の上、受け付けること。

また、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

7 志 願 先 の 変 更

- (1) 入学志願書類提出後、志願高等学校の変更を希望する者は、平成31年2月20日（水）から2月25日（月）の正午までの間に、1回に限り他校（同一校内の変更を含む。）へ志願先を変更することができるものとする。
- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者について、中学校長は、志願変更届（様式3A 14頁）を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書（様式3B 14頁）と、さきに提出した調査書類等を受領し、それらを（1）に示した期間内に志願変更先高等学校長に提出するものとする。

ただし、久留米市立高等学校以外の県立または市立高等学校から志願先の変更をしようとする者は、新たに入学考査料を納付しなければならない。
- (3) 中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

8 身体に障害がある受検者等への配慮事項

中学校長は、身体の障害や発達障害等のため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、特別措置申請書（様式7A 23頁）を平成30年12月7日（金）までに志願予定の高等学校長に提出すること。ただし、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

なお、聴覚障害のある者が、英語リスニングテストの特別措置を受けようとする場合は（四）の3により申し出ること。

9 そ の 他

久留米商業高等学校経営科学科特別進学コースへの志願者は、入学願書提出の際、経営科学科を第2志望として、志願することができるものとする。

(三) 学 力 検 査

1 検 査 教 科

国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）について福岡県立高等学校と同一期日、同一問題で行う。なお、外国語（英語）については、（四）によりリスニングテストを行うものとする。

各教科の配点は60点とする。

2 検 査 期 日 ・ 時 間 割 等

平成31年3月6日（水）

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9：30～9：40	9：40～10：30	10：30～10：45
数 学	10：45～10：50	10：50～11：40	11：40～11：55
社 会	11：55～12：00	12：00～12：50	12：50～13：50
理 科	13：50～13：55	13：55～14：45	14：45～15：00
外 国 語（英語）	15：00～15：05	15：05～16：00	

細部の諸注意については、検査場高等学校において示すものとする。

なお、学力検査当日、大雪による交通途絶等学力検査が所定の期日に実施できない場合については、後日追検査を行うことができる。

3 検査場等

(1) 検査場

検査は、志願先高等学校において行うものとする。

(2) 採点

採点は、志願先高等学校において行うものとする。

4 検査場責任者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

(四) 英語リスニングテスト

1 実施方法

各検査場ごとに録音音源により、校内放送設備を用いて一斉に行う。

2 実施時間割

外国語（英語）学力検査の時間割を次の表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限	入室と注意		15:00	予鈴（学校のベル）
	リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布		15:05	
外国語 （英語）	リスニングテスト	開始時刻	15:05	学校のベル（そのあと すぐ放送を流す。）
		終了時刻	15:20	放送（リスニングテスト 終了後、引き続き筆記 テストを実施）
	開始時刻	16:00		
	終了時刻			

3 その他

聴覚障害のある者が受検する場合には、中学校長は英語リスニングテスト特別措置申請書（様式7 B 24頁）を平成31年1月8日（火）までに、志願予定の高等学校長に提出すること。

なお、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、(二)の8に準ずるものとする。

(五) 選 抜 の 方 法

1 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。

2 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。

- 3 A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- 4 A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、可否を決定する。
なお、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定め、選考するものとする。
- 5 過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 6 調査書の「出欠の記録」及び「健康の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。

(六) 合格者発表

平成31年3月14日(木)午前9時 志願先高等学校で行うものとする。

なお、各志願先高等学校のホームページ上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

久留米商業高等学校 <http://www.kyusho.kurume.ed.jp>

南筑高等学校 <http://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

(七) 推薦入学

1 対象学科等

- (1) 久留米商業高等学校
 - (ア) 経営科学科
 - (イ) 経営科学科特別進学コース
- (2) 南筑高等学校
 - (ア) 普通科

2 募集人員

- (1) 久留米商業高等学校経営科学科、経営科学科特別進学コースにあつては、その入学定員の30%程度とする。
- (2) 南筑高等学校普通科にあつては、その入学定員の30%程度とする。

3 出願資格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 平成31年3月に福岡県内の中学校を卒業見込みの者又は平成31年3月に福岡県外の中学校を卒業見込みの者で、卒業後、保護者の転勤等の理由により、高校入学時(4月)までに福岡県内に居住することが確定している者(外国において学校教育における9年の過程を修了見込みの者及び文部科学大臣が中学校の課程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者を含む。)

※下線部の場合は、志願する際に、居住予定の住所を明らかにする書類等の提出が必要である。

- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること
- (3) 志願する学科、コースに対する適性及び興味・関心を有すること
- (4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること

- (5) 志願する学科，コースの教育を受けるにふさわしい学業成績であること
- (6) その他志願先高等学校長が定める出願資格を満たす者であること

4 出願の制限

出願は，1校に限るものとする。

5 推薦適任者の選考

推薦に当たっては，中学校ごとに校長を委員長とする推薦委員会を設置して，厳正，公平に選考し，適切な推薦を行うものとする。

6 入学志願手続

(1) 志願書類

- ア 推薦入学願書 (様式推1 25頁・26頁)
- イ 志願理由書 (志願先高等学校が定める様式)
- ウ 推薦書 (志願先高等学校が定める様式)
- エ 調査書 (様式5 15頁)
- オ 評定一覧表 (様式6A 19頁)
- カ 評定分布表 (様式6B 20頁)
- キ 入学考査料領収証書 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※ なお，福岡県領収証紙では，納付できないので，注意すること。また，平成30年7月豪雨被害，平成29年7月5日からの大雨による災害，平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については，(二)の4の(1)のイによること。

ク 入学考査料納付者名簿

(2) 出願手続

中学校長は，平成31年1月28日(月)から2月1日(金)の正午までの間に，(1)の志願書類を志願先高等学校長に提出すること。

7 面接及び作文試験等

- (1) 推薦入学志願者については，志願者全員に面接及び作文を実施するものとする。
久留米商業高等学校においては，3(6)のうち，特定の部活動を志願する者に，実技試験を実施するものとする。
- (2) 面接及び作文試験等の期日，場所

ア 期日 平成31年2月5日(火)及び6日(水)のうち，志願先高等学校長が指定する日

イ 場所 志願先高等学校

8 選考

高等学校長は，中学校長から提出された書類及び面接等の結果を資料として，総合的に選考して，合格者を内定するものとする。

9 選考結果の通知

選考の結果については，平成31年2月12日(火)午前9時に，志願先高等学校長から，推薦入学選考結果通知書を中学校長に交付する。

10 合格者発表

平成31年3月14日(木)午前9時に，志願先高等学校で行う(一般入学者選抜の合格者発表と同時に進行)。

なお，各志願先高等学校のホームページ(5頁に掲載)上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間，合格者番号の掲載を行う。

11 その他

推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。
この場合は、改めて入学願書等を提出しなければならない（同じ久留米市立高等学校であれば、入学考査料は不要）。

推薦入学者選抜に関する日程表

月 日 (曜 日)	事 項
1月28日(月) ～ 2月 1日(金) 正午	入学願書受付 (推薦入学願書・志願理由書・推薦書・調査書・評定一覧表・ 評定分布表・入学考査料領収証書・入学考査料納付者名簿)
2月 5日(火)	面接及び作文試験等
2月 6日(水)	
2月12日(火) 午前9時	選考結果の通知
3月14日(木) 午前9時	合格者発表

(八) 補 充 募 集

1 実 施 校

- (1) 合格者発表時に、合格者の人数が10人以上入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。
- (2) 実施校については、平成31年3月14日(木)に久留米市教育委員会において発表するものとする。

2 出 願 資 格

- (1) 平成31年度の久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、同一校の同一学科、同一コース(第2志望を含む。)の再受検は認めない。
- (2) 学力検査の期日及び内容が、平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内県立又は市立高等学校の入学者選抜で定められた検査教科を受検して不合格となった者。

3 出 願 期 間

平成31年3月15日(金)から3月20日(水)の正午までとする。

4 志 願 書 類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類
ア 補充募集入学願書 (様式補 27頁・28頁)
イ 入学考査料 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)
※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成30年7月豪雨被害、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については、(二)の4の(1)のイによること。

ウ 入学考査料納付者名簿

- (2) 初回受検高等学校長から志願先高等学校長へ提出する書類
ア 調査書の写し
イ 学力検査の成績に関する証明書

5 面接

(1) 補充募集においては、志願者全員に面接を行うものとする。

(2) 面接期日

平成31年3月22日(金)

6 選抜の方法

学力検査及び面接の結果並びに調査書を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

7 合格者発表

平成31年3月26日(火) 午前9時に、志願先高等学校で行うものとする。

(九) その他

1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。

2 入学願書及び受検票の用紙等は、各高等学校において、この要項に示す様式に準じて作成するものとする。

3 入学願書及び受検票等出願に必要な用紙は、志願先高等学校において配布するものとする。

4 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)第14条の規定により、久留米市教育委員会教育部総務へ開示を請求することができる(なお、請求手続には、受検票及び本人確認書類[生徒手帳など]が必要)。

ただし、本年度の学力検査に係る開示は、平成31年3月15日(金)からとする。なお、補充募集が行われる場合は、平成31年3月27日(水)からとする。

5 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可を取り消す等の措置を講ずることがある。

6 インフルエンザの罹患その他の真にやむを得ない理由により、当日に受検できない場合は追選抜を受検することができる。追選抜の受検を希望する者は、平成31年3月6日(水)の正午までに中学校長を通して志願先高等学校長にその旨申し出るものとする。

入学考査料納付金融機関名

(株) 福岡銀行	(本店及びすべての支店を含む。)
(株) 筑邦銀行	(〃)
(株) りそな銀行	(〃)
(株) 三井住友銀行	(〃)
(株) みずほ銀行	(〃)
(株) 三菱UFJ銀行	(〃)
(株) 肥後銀行	(〃)
(株) 佐賀銀行	(〃)
(株) 西日本シティ銀行	(〃)
(株) 親和銀行	(〃)
(株) 佐賀共栄銀行	(〃)
(株) 熊本銀行	(〃)
(株) 福岡中央銀行	(〃)
(株) 十人銀行	(〃)
(株) 北九州銀行	(〃)
筑後信用金庫	(〃)
大川信用金庫	(〃)
福岡県信用組合	(〃)
九州労働金庫	(〃)
久留米市農業協同組合	(本・支店)
にじ農業協同組合	(〃)
福岡大城農業協同組合	(〃)
みい農業協同組合	(本・支所)
三潴町農業協同組合	(〃)

受 検 票

学 科	
※受検番号	第 号
ふりがな	
氏 名	
生年月日	平成 年 月 日生
出 身 学校名	学校
久留米市立 高等学校長 学校長公印	

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 この受検票の交付をもって、入学考査料
 領収証書の受付証交付に代える。

切
取

(様式推1)

受付年月日	受付番号	受付者印

推 薦 入 学 願 書 平成31年 月 日 久留米市立 高等学校長 殿 本人氏名 _____ 保護者氏名 _____ (印)		
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区 分	本 人	保 護 者
ふりがな		
氏 名		
生年月日	平成 年 月 日生	
現 住 所		
出身学校名	学校	本人との関係
備 考		「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。

受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和	年	月 日生
	平成		
出身 学校名	学校		
久留米市立 高等学校長 学校長公印			

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 この受検票の交付をもって、入学考査料
 領収証書の受付証交付に代える。

切
取
り

(様式補)

	受付年月日	受付番号	受付者印
<h2 style="margin: 0;">補 充 募 集 入 学 願 書</h2> <p style="margin: 0;">平成31年 月 日</p> <p style="margin: 0;">久留米市立 高等学校長 殿</p> <p style="margin: 0;">本人氏名 _____</p> <p style="margin: 0;">保護者氏名 _____ (印)</p> <p style="margin: 0;">貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。</p>			
区 分	本 人	保 護 者	
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和	年	月 日生
	平成		
現 住 所			
出身学校名	学校	本人と の関係	
初回受検校 (志願課程)	立 高等学校(課程)		
初回受検校で の学科(コース) 系・受検番号	科 () コース 系	第	号
			「本人との関係」欄には、例えば 父, 母, 叔父等と記入すること。

(様式2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書

平成31年 月 日

久留米市教育委員会教育長 殿

本人氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記のとおり申請します。

本人	現住所		保護者	現住所	
	出身学校名			氏名	
	氏名		氏名		
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成			

志願先高等学校 久留米市立 高等学校

理由（具体的に記述すること。）

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成31年 月 日

学校長 印

(注) この申請書は、他の必要書類とともに志願先高等学校長に提出すること。

(様式7A)

特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）の障害等の状況は下記のとおりですの
で、受検（英語リスニングテストを除く。）に当って、適切な措置をとられるようお願いしま
す。

障害等の 種類・程度	
学校における生活 状況及び指導上の 配慮事項	
受検上必要と考え られる特別な配慮 事項	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、身体の障害や発達障害等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 障害等の種類・程度欄には、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 申請書の記載内容のみでは障害等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式7B)

英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）の聴覚障害の状況は下記のとおりです
ので、英語リスニングテストについて、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害の種類・程度	
学校における生活 状況及び指導上の 配慮事項	
備 考	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
ただし、補聴器の使用により、英語リスニングテストの通常の受検が可能となる者を除く。
- 2 障害の種類・程度欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること
- 4 申請書の記載内容のみでは障害程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

I 調査書の記入について

A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、性別、生年月日、現住所を記入する。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍等の生徒の記入方法については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の記入方法に準じ、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏名	(通称) 本名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。

B 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、各学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、平成30年12月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は^{ゼロ}0と記入する。
- (3) 備考欄の記入は次のとおりとする。
 - ア 欠席日数が0日から6日までの場合は空欄とする。
 - イ 欠席日数が7日から49日の場合はその中に連続7日以上のものであれば欠席の主な理由を記入し、なければ備考欄に斜線を引く。
 - ウ 欠席日数が50日以上の場合は欠席の主な理由を記入する。

C 健康の記録

- (1) 修学上留意すべき疾病及び修学上配慮すべき事項のないものについては、異常なしを○で囲み、他の欄の記入を要しない。
- (2) 疾病等の欄は、修学上留意すべき疾病がある者及び修学上配慮すべき事項がある者について記入する。
- (3) 備考欄は、健康に関する指導上、特に必要があれば記入する。

D 各教科の学習の記録

- (1) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (2) 評定欄は、第1学年及び第2学年分については、指導要録から転記する。第3学年分については、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1として記入する。

E 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を踏まえて特記すべき事項を記入する。

F 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

G 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

(1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。

(2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見

(3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況

(4) 進路に対する意識

(5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等

(6) 趣味・特技

(7) その他進学上参考となる事項等

I 居住証明

居住証明については、記入の必要はないものとする。

その他の

(1) 証明年月日、学校名（義務教育学校及び特別支援学校については、当該学校名）を記入し、公印を押印する。

(2) 義務教育学校にあつては、様式中の1年、2年、3年をそれぞれ、7年、8年、9年と読み替えて記入する。

(3) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

II 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、高等学校入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受け付けることができない。

Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

平成31年度の久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「平成25年3月以前の卒業者に係る調査書」について
「B 出欠の記録」欄から「I 居住証明」欄までの欄は空欄になること。
- 2 「D 各教科の学習の記録」について
「評定（第3学年）」欄
卒業見込みで作成した評定一覧表又は学級評定一覧表の評定値を転記すること。
※ 評定一覧表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」に留意すること。
- 3 「I 居住証明」について
居住証明については、記入の必要はないものとする。

(様式3A)

平成31年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒（卒業生）は

(受検番号第 号)

立 高等学校に志願を変更しますので、提出書類の還

付をお願いします。

..... (切取り)

(様式3B)

平成31年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立 高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は平成31年 月 日本校に志願変更届を提出したことを
証明します。

記

1 出身学校名

2 志願者氏名

3 受検番号 第 号

I 評定一覧表（様式6 A）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 氏名欄は、高等学校提出分については当該高等学校を志願する者について記入し、久留米市教育委員会提出分には全員について記入すること。
- 3 評定欄は、学年全員についてその評定を記入すること。学級ごと別紙となる場合等2枚以上になるときは各紙ごとの小計を記入し、最後の用紙には学年全員の合計欄を作り記入すること。
- 4 評定は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記入すること。
- 5 ※欄の数は一致するものであること。
- 6 原則として、特別支援学級に在籍する生徒についても評定一覧表に記入し、学年全員の合計に加えること。また、特別支援学級に在籍する生徒で特別支援学校（知的障がい）に準ずる教育課程を編成している場合は、その旨備考欄に記入すること。
- 7 普通学級に在籍する生徒と特別支援学級に在籍する生徒の評定一覧表を別葉（普通学級に係るものを1組、特別支援学級に係るものを1組）として作成しても差し支えないが、この場合においては、評定分布表（様式6 B）についてもそれぞれに別葉として作成すること。
なお、受検者がいない特別支援学級の評定一覧表及び評定分布表については、必ずしも提出の必要はないが、作成しておくことが望ましいものであること。
- 8 義務教育学校にあつては、様式中の第3学年を第9学年と読み替えて記入すること。

II 評定分布表（様式6 B）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 人数欄は、評定一覧表（様式6 A）におけるそれぞれの評定の当該人数を記入すること。
- 3 割合欄は、学年全員に対する各評定ごとの割合を百分率で小数第1位まで記入する（小数第2位を四捨五入する）こと。
- 4 3の結果、割合の合計が100%にならなかった場合は、該当教科の各評定の中で一番大きい割合を占める評定の数値を調整し、割合の合計を100%にすること。また、一番大きい割合を占める評定の数値が複数ある場合は、その数値のいずれかを調整すること。
- 5 義務教育学校にあつては、様式中の第3学年を第9学年と読み替えて記入すること。

III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて

平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定一覧表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成30年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 2 平成29年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 3 平成28年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 4 平成27年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

5 平成 26 年 3 月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

6 平成 25 年 3 月卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から要項様式「様式 6A」に転記したもの。

IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて

平成 31 年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定分布表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

1 平成 26 年 3 月以降の卒業者・・・評定一覧表を基に作成した評定分布表を提出すること。

2 平成 25 年 3 月以前の卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消して提出すること。

(様式 6A)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定一覧表 第 枚中の 枚 学校長 印

区分 番号	氏名	評定										備考	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)	段階値の合計		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
小計												※	
小計	評定 5 の数											a	a×5
	評定 4 の数											b	b×4
	評定 3 の数											c	c×3
	評定 2 の数											d	d×2
	評定 1 の数											e	e×1
	計												

※欄の数字は一致すること。

(様式 6B)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定分布表

学校長 印

教科		評定					計
		5	4	3	2	1	
国 語	人数 (人)						
	割合 (%)						100
社 会	人数 (人)						
	割合 (%)						100
数 学	人数 (人)						
	割合 (%)						100
理 科	人数 (人)						
	割合 (%)						100
音 楽	人数 (人)						
	割合 (%)						100
美 術	人数 (人)						
	割合 (%)						100
保 健 体 育	人数 (人)						
	割合 (%)						100
技 術 ・ 家 庭	人数 (人)						
	割合 (%)						100
(英語) 外 国 語	人数 (人)						
	割合 (%)						100

平成31年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1 目 的

この要項は、平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

2 一般学力検査の特例措置

(1) 対 象 者

- ア 中国等帰国孤児子女（以下「帰国孤児子女」という。）又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校（義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入学時にすでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年1月1日以降に帰国若しくは入国した者
- イ 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、平成30年1月1日以降に帰国した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その時間割は次のとおりとする。

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8:45 ~ 8:55	8:55 ~ 10:10	10:10 ~ 10:25
数 学	10:25 ~ 10:30	10:30 ~ 11:35	11:35 ~ 11:50
社 会	11:50 ~ 11:55	11:55 ~ 13:00	13:00 ~ 13:35
理 科	13:35 ~ 13:40	13:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:00
外国語（英語）	15:00 ~ 15:05	15:05 ~ 16:15	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の2に準じる。

イ 学力検査問題の漢字の振り仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意するものとする。

ウ 検 査 場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

(3) 申 請 手 続

ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学願書等提出の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式1 31頁）を志願先高等学校長に提出するものとする。

イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、帰国生徒等特例措置適用証明書（別紙様式2 32頁）を交付するものとする。

ウ この特例措置の適用を受ける者は、学力検査当日、上記帰国生徒等特例措置適用証明書を検査場に携行しなければならない。

3 出願期限の弾力化

高等学校長は、海外の日本人学校の卒業生等で、帰国後直ちに入学志願手続きを行おうとする者が、やむを得ない理由により出願期限に遅れたものと認められる場合には、久留米市教育委員会教育部学校教育課長と協議の上、当該出願を受け付けることができるものとする。

4 そ の 他

この要項に定めのない事項については、平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式1)

帰国生徒等特例措置適用申請書

平成31年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

入学志願者氏名

(平成 年 月 日生)

保護者氏名

㊞

下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、平成31年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。

特例措置の区分	一般学力検査			
対象者区分	ア 帰国孤児子女又は外国人生徒 イ その他 (該当に○印)			
海外在留地名				
在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	学校名	所在地(国名・都市名)	在学学年 年~ 年	在学期間 年 月~ 年 月
その他	(特に参考となることがあれば記入して下さい)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成31年 月 日

学校長 印

(注) 日本に出身学校がない場合は、学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。

(別紙様式2)

帰国生徒等特例措置適用証明書

入学志願者氏名 _____

受 検 番 号 _____

上記の者は、平成31年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

平成31年 月 日

久留米市立

高等学校長 印

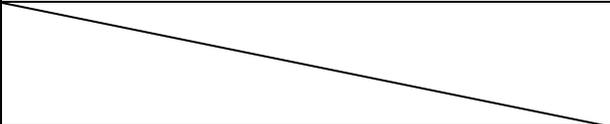
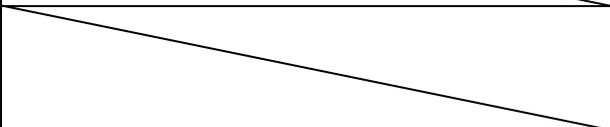
(注) この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。

久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

1 一般入学者選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月 1日（金） ～ 2月25日（月） 正 午	通学区域外からの高等学校入学志願申請受付	① 通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ② 下記入学願書受付欄の①～⑤ ③ その他必要な証明書等 （転勤証明書，居住予定の住所を明らかにする書類等）
2月12日（火） ～ 2月19日（火） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 入学願書 ② 入学考査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ③ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ④ 評定一覧表及び評定分布表 ⑤ 入学考査料納付者名簿
2月20日（水） ～ 2月25日（月） 正 午	志 願 先 変 更 受 付	① はじめに志願した高等学校長へ志願変更届を提出する。 ② はじめに志願した高等学校長の志願変更証明書及び次の書類を志願変更先高等学校へ提出する。 ア 久留米市立高等学校へ提出する場合 (1) 入学願書 (2) 入学考査料領収証書 （久留米市立高等学校間の変更についてはその写し） (3) 調査書 (4) 評定一覧表及び評定分布表 (5) 入学考査料納付者名簿 イ 県立高等学校へ提出する場合 県立高等学校入学者選抜要項による。
3月 6日（水）	学 力 検 査	/
3月14日（木） 午前9時	合 格 者 発 表	/

2 推薦入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
1月28日（月） ～ 2月 1日（金） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 推薦入学願書 ② 志願理由書 ③ 推薦書 ④ 入学審査料領収証書 2,100 円を所定の納付書により納付した領収証書 ⑤ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ⑥ 評定一覧表及び評定分布表 ⑦ 入学審査料納付者名簿
2月 5日（火） 2月 6日（水）	面接、作文、実技試験	
2月12日（火） 午前9時	選 考 結 果 の 通 知	
3月14日（木） 午前9時	合 格 者 発 表	

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年9月1日

久留米市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名 称	通 学 区 域
久留米市立久留米商業高等学校	福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校	福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足りる書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月6日から施行し、平成13年4月1日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成13年3月31日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。